

監查指導課

Ⅹ 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査業務を実施している。

1 指導監査業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設及び障害者支援施設）の運営管理、入居者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホームの立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 松戸健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 松戸健康福祉センター管内
松戸市、流山市、我孫子市
- (2) 野田健康福祉センター管内
野田市
- (3) 中核市保健所管内
柏市（県が所管する社会福祉法人等）

3 監査等の実施状況等

(1) 監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

平成27年度の監査等の実施数は742、前年度比0.5%の増であり、主に指定障害福祉サービス事業所の増加によるものである。

(2) 主な指摘事項

平成27年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・社会福祉法人の運営については、役員を選任手続きが不適正
- ・施設の運営については、施設整備の管理や事故防止・体罰虐待等に対応が不十分
- ・入所者処遇については、身体拘束等への取り組みが不十分又は不適切

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別	区分	平成27年度					
		法人・施設数 A	計画数 B	計画率(%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率(%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人	13	13	100.0	13	13	100.0
	1 社会福祉協議会	—	—	—	—	—	—
	2 施設を営営するもの	13	13	100.0	13	13	100.0
	第一種経営	4	4	100.0	4	4	100.0
	第二種経営	9	9	100.0	9	9	100.0
	3 施設を営営しないもの	—	—	—	—	—	—
	児童福祉行政（市町村）	4	4	100.0	4	4	100.0
	計	17	17	100.0	17	17	100.0
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）	—	—	—	—	—	—
	1 保護施設	—	—	—	—	—	—
	2 老人福祉施設	51	40	78.4	39	39	97.5
	3 児童福祉施設	4	4	100.0	4	4	100.0
	指定障害児入所施設	3	3	100.0	3	3	100.0
	児童自立支援施設	—	—	—	—	—	—
	乳児院	—	—	—	—	—	—
	児童養護施設	1	1	100.0	1	1	100.0
	母子生活支援施設	—	—	—	—	—	—
	4 婦人保護施設	—	—	—	—	—	—
	5 指定障害者支援施設	5	5	100.0	5	5	100.0
	保育所	123	123	100.0	121	72	98.4
	認可外保育施設	31	31	100.0	24	24	77.4
	有料老人ホーム	66	28	42.4	29	29	103.6
	介護保険指定事業所	1,920	425	22.1	381	381	89.6
	指定障害福祉サービス事業所	356	84	23.6	85	85	101.2
	指定障害児通所支援事業所	71	28	39.4	28	28	100.0
	指定児童発達支援センター	7	7	100.0	7	7	100.0
	指定一般相談支援事業所	7	2	28.6	2	2	100.0
	計	2,641	777	29.4	725	676	93.3
合計	2,658	794	29.9	742	693	93.5	

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を営営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を営営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。